

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。急速な少子高齢化が社会の課題となる中、平成15年には「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、子育てを総合的かつ計画的に社会で支援する取り組みがなされてきました。その後、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労形態の変化など、子どもや子育てを取り巻く環境の変化を受け、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの改善、若者の自立支援、そしてすべての子ども・子育て家庭を社会全体で支えるための支援へと発展してきました。

平成24年「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

村上市においては、平成27年3月、子ども・子育て支援新制度に基づき、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざすとともに、家庭、地域、学校等が協働し、それぞれの役割を果たして、子どもと大人が共に育つ「郷育のまち」の実現をめざすことを目的として「村上市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について、必要な量を定めるとともに、地域子育て支援拠点事業や学童保育所など、子ども・子育て支援の質・量の充実に取り組んできました。

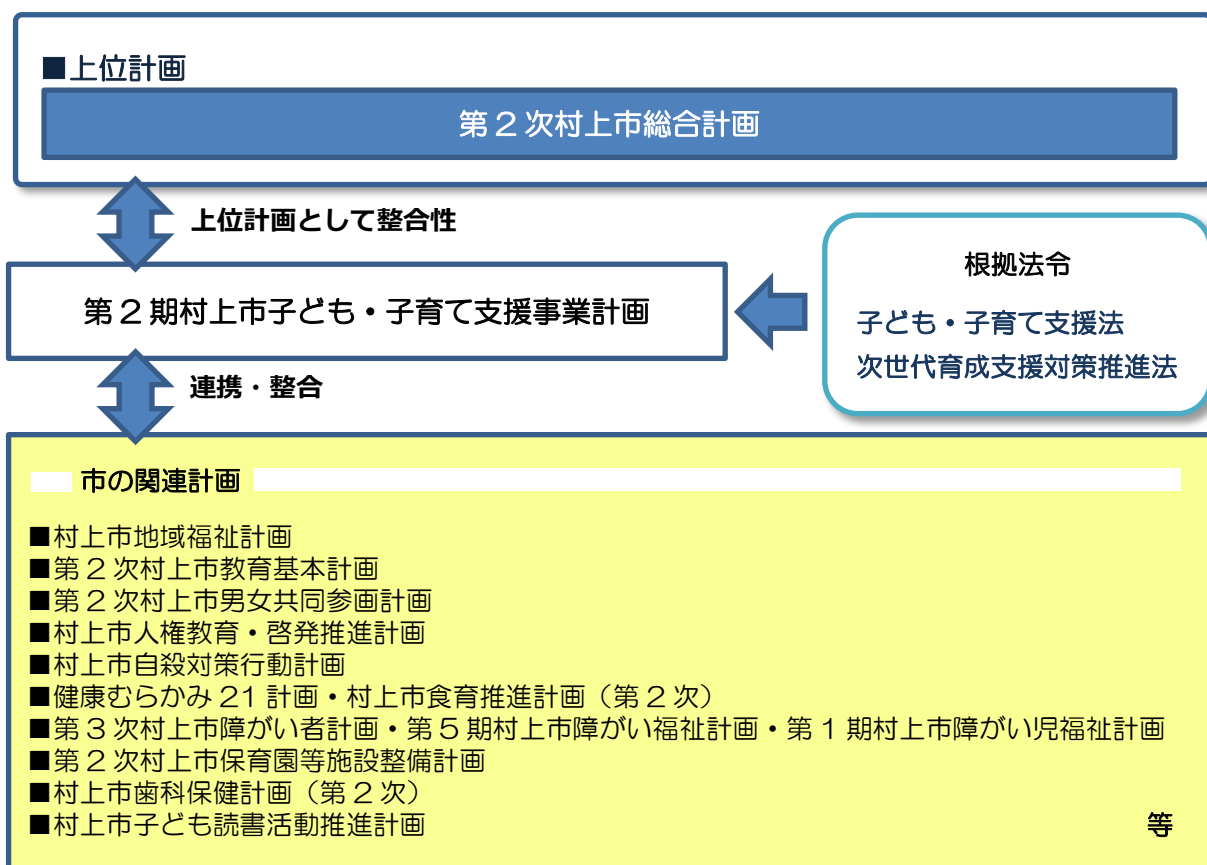
しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行は続いており、大きな課題となっています。幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子育てしやすい社会の実現のため、子どもと子育て家庭に寄り添った環境づくりが求められています。

計画が令和元年度末をもって終了することから、計画の評価を行うとともに、子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本市の現状と課題を改めて分析し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期村上市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法の考え方を継承しつつ、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、村上市の子どもと子育て家庭を対象として、村上市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

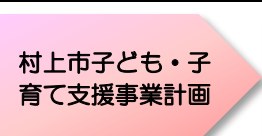

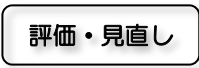

本計画は「第 2 次村上市総合計画」を上位計画とし、また「母子保健計画」を含み、保健・福祉・教育・労働など様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、関連計画と整合性を持ったものとして定めます。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、計画の推進期間中であっても、法制度が改正された場合や社会情勢の変化および施策の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

平成27年度 ～令和元年度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
村上市子ども・子育て支援事業計画 					
ニーズ調査の実施 					

4 計画の策定体制

(1) 子ども子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「村上市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) 市民の意見反映

本計画の策定にあたっては、子育てに関する状況や保育サービス等、サービスの利用状況と量的・質的なニーズを把握し、策定の基礎資料として市民の意見を計画に反映することを目的に、就学前児童の保護者および小学校児童の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

また、計画の素案を公開し、広報およびホームページを通じてパブリックコメントを実施しました。

